主文本件控訴はこれを棄却する。

当審に於ける未決勾留日数中九十日を被告人が言渡された懲役刑に算入

する。

理 由

弁護人萩原竹治郎、同中島武雄の控訴趣意は同人等共同作成名義の控訴趣意書と 題する末尾添付の書面の通りである。

これに対し当裁判所は左の通り判断する。

〈要旨〉第一点一、しかし記録に徴すると所論Aの鑑定書等について刑訴法第三二一条第四項第三項の手続を〈/要旨〉経ていないことは所論の通りであるが、被告人名の介護人が右書面についての証拠調の請求に異議ない旨陳述しているの意したもの。 が弁護人が右書面についての証拠調の請求に異議ない旨限がであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのである。 解訴法第三二六条第一項に所謂被告人がこれを言見を徴四同意とには明確を表別である。 を解析して、表別である。 を解析して、表別である。 を解析して、表別である。 を解析して、表別である。 を解析して、表別である。 を解析して、表別である。 をのままとに、のままと解せられるが、ままして、ののである。 をのである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をのは、ままる。 をのは、ままる。 をのは、ままる。 をのは、ままる。 をのは、ままる。 をのは、まる。 をのないといる。 をのないといる。 をのである。

二、 しかしBの検事に対し前になした供述調書を書証として使用しうるための 刑訴法第三二一条第一項第二号の条件が充たされていなかつたとしても検察官の右 書証の取調請求について被告人及び弁護人の異議ない旨の陳述は同法第三二六条所 謂同意と認めるのが相当であるから、かかる陳述あるにより該供述調書を証拠とし て採用しうることは前掲一、に於てなした説明と同一でるからこれによつて了解さ れたい。論旨は理由がない。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 石井文治 判事 鈴木勇)